

せとっ子ファミリー交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成23年12月26日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第37号

せとっ子ファミリー交流館条例施行規則の一部を改正する規則

せとっ子ファミリー交流館条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（<u>使用</u>の許可）</p> <p>第4条 条例第4条第2項の<u>規定により使用の許可</u>を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>せとっ子ファミリー交流館使用許可申請書</u>（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、<u>使用</u>しようとする日（連続して2日以上<u>使用</u>しようとするときは、その初日）前6月から前7日までに提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、ファミリー交流館の<u>使用</u>の許可をしたときは、<u>せとっ子ファミリー交流館使用許可書</u>（以下「<u>使用許可書</u>」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（許可事項の変更）</p> <p>第5条 ファミリー交流館の<u>使用</u>の許可を受けた者（以下「<u>使用者</u>」という。）は、<u>使用許可書</u></p>	<p>（<u>利用</u>の許可）</p> <p>第4条 条例第4条第2項の<u>規定に基づきファミリー交流館を利用するため許可</u>を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、<u>せとっ子ファミリー交流館利用許可申請書</u>（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、<u>利用</u>しようとする日（連続して2日以上<u>利用</u>しようとするときは、その初日）前6月から前7日までに提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、ファミリー交流館の<u>利用</u>の許可をしたときは、<u>せとっ子ファミリー交流館利用許可書</u>（以下「<u>利用許可書</u>」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>（許可事項の変更）</p> <p>第5条 ファミリー交流館の<u>利用</u>の許可を受けたもの（以下「<u>許可利用者</u>」という。）は、<u>利用</u></p>

に記載された事項を変更しようとするときは、せとっ子ファミリー交流館使用許可変更申請書（以下「変更申請書」という。）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、ファミリー交流館の使用の変更を許可したときは、せとっ子ファミリー交流館使用変更許可書（以下「使用変更許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

（使用許可申請の取下げ）

第6条 使用者は、ファミリー交流館の使用の許可申請の取下げをしようとするときは、せとっ子ファミリー交流館使用許可申請取下届（以下「取下届」という。）に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（許可書の提示）

第7条 使用者は、ファミリー交流館を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を職員に提示し、ファミリー交流館の使用に必要な指示を受けなければならない。

（入館の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ファミリー交流館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

— 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

— 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

— その他ファミリー交流館の管理上支障があると認める者

（入館者及び使用者の遵守事項）

第9条 ファミリー交流館に入館した者（以下「入館者」という。）及び使用者は、次に掲げ

許可書に記載された事項を変更しようとするときは、せとっ子ファミリー交流館利用許可変更申請書（以下「変更申請書」という。）に利用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、ファミリー交流館の利用の変更を許可したときは、せとっ子ファミリー交流館利用変更許可書（以下「利用変更許可書」という。）を許可利用者に交付するものとする。

（利用許可の取消し）

第6条 許可利用者は、ファミリー交流館の利用の許可の取消しをしようとするときは、せとっ子ファミリー交流館利用許可取消届（以下「取消届」という。）に利用許可書又は利用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（許可書の提示）

第7条 許可利用者は、ファミリー交流館を利用しようとするときは、利用許可書又は利用変更許可書を職員に提示し、ファミリー交流館の利用に必要な指示を受けなければならない。

（利用者の遵守事項）

第8条 ファミリー交流館を利用するもの（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守

<p>る事項を守らなければならない。 から まで <省略> (損傷等の届出)</p>	<p>らなければならない。 から まで <省略> (損傷等の届出)</p>
<p><u>第10条</u> 入館者及び使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。 (委任)</p>	<p><u>第9条</u> 利用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届出をし、必要な指示を受けなければならない。 (委任)</p>
<p><u>第11条</u> <省略></p>	<p><u>第10条</u> <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。